

「光市行政手続きガイド 転出するとき」

転出するときの主な手続き

【記号の説明】

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

主な手続き:

1ページ

● 住民票・印鑑登録

● 国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

● 後期高齢者医療

75歳以上および65歳から74歳の一定の障害のある被保険者が対象です。

2ページ

● 国民年金

厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

● 介護保険

● 福祉・教育

3ページ

● 福祉

● 税金

● ごみ

● 水道・下水道

● その他

手続き項目

持ち物や注意事項

手続き場所・問合せ

1 転出届

転出(予定)日の前後14日以内にお手続きください。

※転校手続きは10番をご覧ください。

◎住民基本台帳カード・マイナンバーカード[個人番号カード]をお持ちの方へ

住民基本台帳カード・マイナンバーカード[個人番号カード]の交付を受けている方は、『転出証明書』は交付しません。本庁のみの手続きとなります。

◎外国人住民の方へ

日本人住民の方と同様の手続きとなります。

国外に転出(出国)する場合は手続きが必要です。

● 印鑑(朱肉使用)

● 住民基本台帳カード(交付を受けている方)

● マイナンバーカード[個人番号カード](交付を受けている方)

● 届出人の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険の保険証など)

※『転出証明書』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。

※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要になることがあります。詳しくはお問合せください。

2 印鑑登録証の返納

● 印鑑登録証(カード)

3 国民健康保険

※修学のため、お子様が転出する場合は、手続き前にお問合せください。

● 印鑑(朱肉使用)

● 保険証(国民健康保険被保険者証)

● 世帯主及び対象者の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード[個人番号カード]

▲ 限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証

4 後期高齢者医療制度

山口県内の市町に転出するときの手続きは不要です。

(県外の市区町村に転出する場合)

● 保険証(後期高齢者医療被保険者証)

▲ 限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証
*『負担区分証明書』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。

本庁1階 窓口 **1** ⊕

市民課 戸籍住民係

☎0833-72-1421

大和支所 住民福祉課

☎0820-48-2211

本庁1階 窓口 **1** ⊕

市民課 戸籍住民係

☎0833-72-1421

大和支所 住民福祉課

☎0820-48-2211

本庁1階 窓口 **2** ⊕

市民課 国民健康保険係

☎0833-72-1426

大和支所 住民福祉課

☎0820-48-2211

本庁1階 窓口 **3**

市民課 年金・高齢者医療係

☎0833-72-1428

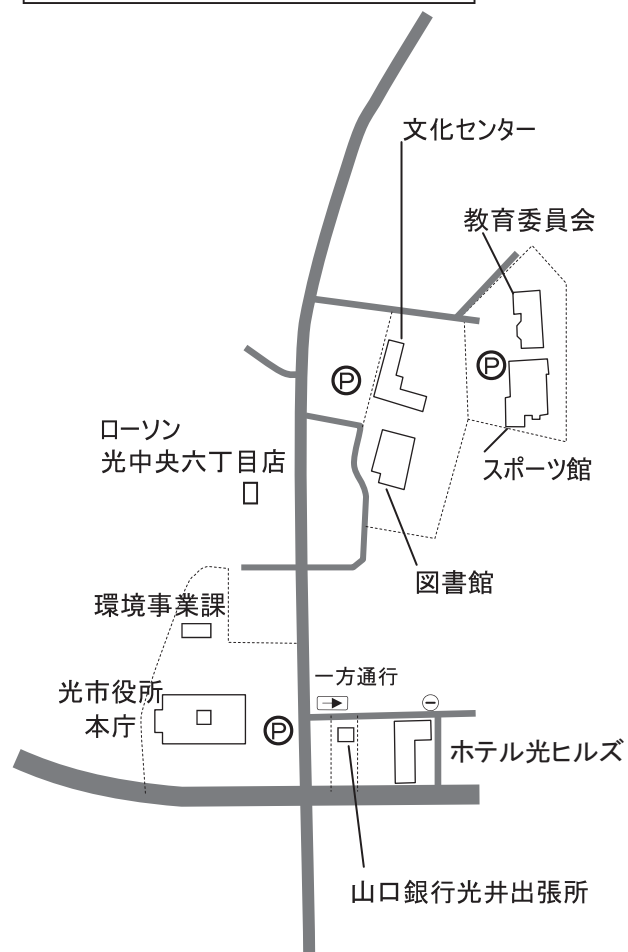
大和支所 住民福祉課

☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 国民年金 転出時(国内の場合)の手続きはありません。	* 転出先の市区町村で手続きを行ってください。 * 海外に転出する場合は、手続き前にお問合せください。	本庁1階 窓口 ③ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428
6 高齢者サービスの廃止・緊急通報装置利用取消	* 電話でお問合せください。	あいばーく光 窓口 ③ 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3003
7 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	●保険証(介護保険被保険者証) ▲各認定証 ※認定を受けている方又は総合事業対象者 (負担割合証/ 介護保険負担限度額認定証/ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証/ 介護保険特定負担限度額認定証など) *『受給資格証明書』を交付しますので、転出先の市区町村で転入日から 14日以内 にお手続きください。	あいばーく光 窓口 ④ 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
8 障害福祉サービス等の各受給者証の返還など	▲各受給者証 ※交付されている方 〈障害福祉サービス/ 障害児通所支援/ 地域生活支援事業/ 自立支援医療/ 重度心身障害者医療費助成制度〉	あいばーく光 窓口 ② 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
9 身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳の申請・住所変更など	* 転出時の手続きはありません。 * 転出先の市区町村で手続きが必要です。	あいばーく光 窓口 ② 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
10 転校手続き(公立小中学校)	●各小中学校で『在学証明書』『教科書給与証明』を交付しますので、転出先の市区町村でお手続きください。	(手続きについての問合せ先) 教育委員会 学校教育課 ☎0833-74-3602
11 母子健康手帳 妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種に必要な書類(妊産婦健診票/乳幼児健診票/予防接種予診票)について	* 母子健康手帳は、転出されても引き続きご利用ください。 * 転出時の手続きはありません。 * 転出先の市区町村で手続きが必要です。	あいばーく光 窓口 ⑨ 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007
12 児童手当の手続き	●印鑑(朱肉使用) * 光市での手続きの後、『転出される児童手当等受給者の方へ(案内文)』をお渡ししますので、転出先の市区町村でもお手続きください。	あいばーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
13 保育所等の手続き	●印鑑 ▲口座番号がわかるもの	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 保育係 ☎0833-74-3005
14 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度・受給者証の返還	▲各受給者証 ※交付されている方 * 転出先の市区町村で手続きが必要です。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
15 児童扶養手当の手続き	●印鑑(朱肉使用) ▲児童扶養手当証書 ※交付されている方 * 『児童扶養手当証書』の写しを交付します(全部支給停止者を除く)ので、転出先の市区町村でお手続きください。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
16 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート返納の手続き	●印鑑 ●車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ●ナンバープレート	本庁1階 窓口 ⑤ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1439 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
17 ごみの処理(引越し時)	* 多量のごみが出る場合は、直接処理場に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。 * 詳しくはお問合せください。	環境事業課 ※本庁舎北側別棟 ☎0833-72-1470 ☎0833-72-1471
18 犬の住所変更手続き	* 転出時の手続きはありません。 * 転出先の市区町村に光市の鑑札を提出し、新たな鑑札の交付を受けてください。	本庁1階 窓口 ⑪ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
19 水道・下水道の使用中止 ※水道の使用を中止される方	* 電話でご連絡ください。 ※下水道を使用されている方については、水道局への電話連絡により、水道と下水道の使用中止の手続きが完了します。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
20 下水道使用廃止(異動)届	●印鑑 ※井戸水で下水道を使用している方のみ手続きが必要となります。	本庁1階 窓口 ⑫ 下水道課 業務係 ☎0833-72-1473
21 市営墓地使用者住所の変更届 ※転出先における転入手続き後	●印鑑 ●転出先で発行された住民票 ※本籍地を変更された方は本籍地が記載されたもの ●墓地の使用許可証	本庁1階 窓口 ⑪ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466

光市役所周辺図



位置図

光市役所 本庁	〒743-8501	光市中央六丁目1-1	☎0833-72-1400
光市総合福祉センター あいぱーく光	〒743-0011	光市光井二丁目2-1	☎0833-74-3000
教育委員会	〒743-0011	光市光井九丁目18-3	☎0833-74-3600
大和支所	〒743-0193	光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	光市島田一丁目17-1	☎0833-71-0700



(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領收証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

《お問合せ・ご意見窓口》

電気	中国電力
インターネット	契約している業者
都市ガス	山口合同ガス
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社
ケーブルテレビ	契約している業者
NHK	NHK

電話	加入している電話会社
新聞	契約している新聞店
携帯電話	加入している電話会社
郵便物の転送	最寄りの郵便局
運転免許証	※新住所を確認できる公的書類等が必要となるため、新住所に転入後、お手続きください。

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
また、本ガイドに関するご意見等については、本庁1階の市民課戸籍住民係（☎0833-72-1421 又は ☎0833-72-1422）までお寄せください。